**平成３０年（フ）第１４号**
佐賀県唐津市町田３丁目７番29号
債務者　谷口　智絵
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成３０年（フ）第６６号**
大分市長浜町２丁目14番７号（大津コーポ２―203）
債務者　中原美津枝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第１４号**
茨城県神栖市大野原２丁目27番16号
債務者　澤田留利子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成３０年（フ）第８号**
青森県つがる市木造若緑11番地　木造若緑団地５－６号、旧住所愛知県津島市藤浪町１丁目17番地４　津島団地５棟324号
債務者　太田　隆光
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成３０年（フ）第９号**
青森県五所川原市中央３丁目35番地　山下アパート２号室
債務者　三浦　朝子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成３０年（フ）第６号**
青森県弘前市大字城東北３丁目６番地７　ハイムレガートＢ―202号
債務者　村上　麻依（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成３０年（フ）第１４号**
青森県黒石市大字中川字篠村173番地
債務者　三上　和美
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成３０年（フ）第２５号**
青森県弘前市大字大清水１丁目13番地７　コーポ・アイリス202号
債務者　小野　秀勝
1　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成３０年（フ）第１２号**
愛知県春日井市西本町３丁目116番地　和宏ハイツ202号
債務者　湯田　俊雄
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第２８６号**
北九州市門司区旧門司１丁目２番４号
破産者　株式会社門司食糧
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第６３４号**
埼玉県川越市南大塚１丁目22番地９
破産者　株式会社元気
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第１９１号**
埼玉県深谷市本田5099番地
破産者　有限会社日東電設
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第１５０号**
埼玉県深谷市上野台438番地４
破産者　清算株式会社シーアンドアール企画
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成３０年（フ）第３０号**
埼玉県児玉郡上里町七本木1827番地９
破産者　有限会社リベラル
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２９年（フ）第６７号**
栃木県小山市大字喜沢731番地５
破産者　光進運輸株式会社
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０２号**
山梨県南アルプス市東南湖637番地３
破産者　有限会社ヒューマン
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１０９８号**
名古屋市中区丸の内２丁目14番４号
破産者　株式会社Ｍｏｎｅｙ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　Ｓｔｒｅｎｇｔｈ
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５０４号**
名古屋市天白区八幡山816番地　シャトー緑203号
破産者　本平　孝行
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部